

2019年4月～2020年3月

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
ACTコミュニティ活動応援基金助成
募集要項

No	項目	期間および期日	備考
1	助成の種類	(1) 居場所づくり (2) 住まいづくり (3) ワーカーズまちの縁がわ (4) ワーカーズ運動推進のための活動および設立・新規事業	
2	助成実施期間	2019年4月～2020年3月	
3	応募相談・申請期間	2018年11月1日(木)～2018年12月10日(月)	
4	応募用紙提出〆切	2018年12月10日(月)	
5	公開ヒアリング	2019年2月11日(月・祝)	
6	選考結果通知	2019年2月末	
7	手続き(覚書)	2019年3月	
8	助成金振込	2019年3月末	
9	あくど通信掲載等公表	2019年5月1日号	
10	報告書提出	2020年4月末	
11	ACT総会活動報告	2020年5月最終土曜日(予定)	

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
ACTコミュニティ活動応援基金助成
募集要項

助成金の経緯

★1999年アビリティクラブたすけあい(ACT)はNPO法人格を取得するにあたり出資金から年会費へ制度変更を行いました。出資金を返還する際に会員に呼び掛け賛同された会員より、出資金の一部が「特定目的寄付」として寄付されました。

2003年度には「ACT住まい方マスタープランプロジェクト」を設置し検討した結果、2004年の総会において「特定目的寄付」を新たな住まい方に関する事業に使うこととしました。2006年総会で名称を「ACT住まい・居場所づくり基金」とし助成制度を創設し9回の助成を行いました。

その後、2013年度総会において、会員活動の広がりにより多くのワーカーズ設立支援を目的に「ACT住まい居場所づくり基金」を解消し、「住まい・居場所づくり」に加え、「(返還のお申し出のなかった)旧出資金」と「自立援助サービス利用券仮受金」を合わせ、改めて「(仮称)包括的コミュニティ活動応援基金」を創設しました。

2013年度より、「ACTコミュニティ活動応援基金助成制度」として助成制度を開始・運用しています。また、助成制度の継続を図るため会員や市民への寄付の呼びかけも行っています。

I. 助成内容

1. 助成金の目的

- ・ACTが描く、誰もがたすけあって、最期まで自分らしく地域で暮らし続けられる仕組みづくりを推進するため、ACT会員による主体的活動に助成します。
- ・東京におけるワーカーズ運動推進のため、ワーカーズ運動推進のための活動および、設立ならびに既存ワーカーズの新規事業全般に関して、東京CPB「ともだち融資団」利用の金利分を助成します。

2. 助成対象活動・事業・種類

住まい・居場所づくりに関する非営利かつ新規の活動、事業及びワーカーズ運動推進のための活動・事業を対象とします。

- ・ケアをする人、支える人、地域のコミュニティの場づくりに関する活動及び事業
- ・高齢者、子ども、障がいをもつ方のための地域の居場所づくりに関する活動及び事業
- ・在宅で暮らすことを支えるための事業など

(1) 居場所づくり部門

- ・赤ちゃんからお年寄りまで誰もが地域でつながる居場所づくりを支援します。

(2) 住まいづくり部門

- ・住民がたすけあって住まえる住まいのコミュニティ活動部分に関するものについて支援します。

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門

- ・ほっとスペース構想の実現にむけて、ワーカーズまちの縁がわの3事業(ほっとサービス・居場所・相談)を実施する団体の家賃補助を支援します。

(4) ワーカーズ運動推進のための活動および設立・新規事業部門

- ・ワーカーズ運動推進のための活動、設立および既存ワーカーズの新規事業全般に関して東京CPB「ともだち融資団」融資を利用した際の金利分を助成します。

3. 助成対象の要件

応募は1団体1件に限り、且、下記の要件を満たしていることが必要です。

- ・活動・事業対象地域が東京都内であること。
- ・活動・事業が宗教、政治活動や、営利目的ではないこと。
- ・活動・事業の主たる部分を外部委託するものではないこと。

4. 応募資格

- ・ACT会員が3人以上在籍する有志のグループ
- ・ACTが承認したいいききサークル
- ・ACTと連携している「たすけあいワーカーズ」「ワーカーズまちの縁がわ」
- ・東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合または同組合に所属するワーカーズ

いずれもACT会員が3人以上在籍していることが条件です。

5. 募集時期・助成実施期間

募集各年度の4月～年度末の3月までに実施する活動・事業を対象。

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門

募集時期 年2回 5月、11月

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門、(4) ワーカーズ運動推進のための活動および設立・新規事業部門

募集時期 毎月

6. 助成金額と助成対象

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門 上限100万円

助成申請した該当助成団体の事業に直接関わる人件費・家賃・改装費用・広報費・器具備品購入費、講師謝礼等の一部を助成します。

事業内容により最長3年間まで継続助成を行います。継続助成の場合も3年間で総額100万円までとし、これを1回の助成とみなします。

継続助成は年度ごとに申請をし、選考を行います。

家賃：事務所の一部を使用する場合は、面積割合で算出します。

人件費、家賃：原則として1年目総額の2/3、2年目総額の1/2、3年目総額の1/3を上限とします。自宅の家賃や助成期間以外の経費は対象外です。

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門

家賃72万円(2万円/月×36ヶ月)を対象とし、28万円の助成については(1)の居場所づくり部門に準じます。上記(3)の助成上限は100万円です。

家賃補助は2万円×36ヶ月=72万円を上限とします。ただし、備品等で必要な場合は、(1)居場所づくりの援用として100万円を上限とし、家賃相当分を除いた、残り金額を居場所づくり助成として応募できます。

(4) ワーカーズ運動推進のための活動および設立・新規事業部門

ワーカーズ運動推進のための活動(上限20万円)、東京CPB「ともだち融資団」利

用の金利補填（上限 20 万円）とします。

7. 応募から助成決定までのスケジュール

(1) 居場所づくり部門 (2) 住まいづくり部門

応募相談期間	年 2 回 5 月, 11 月
応募書類締切	年 2 回 6 月中旬, 12 月中旬の指定日必着
公開ヒアリング	年 2 回 8 月, 2 月初旬の土曜日・祝日 会場：アビリティクラブたすけあい会議室（中野坂上）
助成先決定	各年 8 月末 2 月末
助成金振込み	各年 9 月末、3 月末予定

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門、(4) ワーカーズ運動推進のための活動および 設立・新規事業部門

応募相談受付	随時
応募受付	随時
選考のためのヒアリング	申請用紙提出後、必要に応じ事務局より随時
助成決定	申請用紙提出後、直近の理事運営会議を経て理事会 で決定。
助成金振込み	決定後、毎月末日支払とする。(4) については一括払 いとする。

II. 助成金応募の相談および応募方法

1. 応募のための相談

応募希望の団体は、お電話またはメールで A C T 事務局にお申し込みください。後日日程をお知らせいたします。
継続助成の場合は、理事または選考委員による訪問を行い相談に代えさせていただきます。

2. 応募期間

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門

各年 5 月 1 日～6 月中旬、11 月 1 日～12 月中旬の指定日までに必着

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門、(4) ワーカーズ運動推進のための活動および 設立・新規事業部門

随時受け付けています。

3. 応募方法

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門

応募用紙は応募相談期間内に A C T のホームページよりダウンロードまたは A C T 事務局に電話・FAX・メールで申請して下さい。応募用紙を郵送またはメールいたします

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門、(4) ワーカーズ運動推進のための活動および 設立・新規事業部門

各年度末の 3 月末まで、随時 A C T 事務局に申請をしてください。応募用紙を郵送またはメールいたします。

各部門とも指定期日までに必着でご郵送ください。(メール、FAXでの応募は受付いたしません。)

Ⅲ. 応募書類

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門

- ・応募用紙
- ・添付書類

団体の規約や目的を確認できるもの(定款・趣旨書・パンフレット等)
応募する前年度の決算書、応募する活動年度の予算書など、改装費用は見積書(相見積)、器具備品購入はパンフレット

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門

- ・応募用紙
- ・添付書類

団体の規約や目的を確認できるもの(定款・趣旨書等・パンフレット等)
応募する活動年度の予算書、もしくは計画書
家賃契約書のコピー

(4) ワーカーズ運動推進のための活動および設立・新規事業部門

- ・応募用紙
- ・添付書類

団体の規約や目的を確認できるもの(定款・趣旨書等・パンフレット等)
前年度の決算書、応募する活動年度の予算書、もしくは計画書、推進活動の場合は見積書等。
東京CPB「ともだち融資団」借入金契約書のコピー

Ⅳ. 選考

1. 選考方法

応募用紙の記載が事実と異なる場合、また、この助成金の趣旨と異なることが明らかな場合は対象になりません。

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門

公開ヒアリングを行い、各団体の活動・事業計画について発表していただきます。この公開ヒアリングには必ず参加していただきます。当日不参加の場合は棄権の取り扱いとなりますのでご注意ください。

ヒアリング終了後、選考委員会を開催し応募書類及びヒアリングの内容を基に助成先、助成金額を審議し理事運営会議を経て、理事会で承認決定します。

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門、(4) ワーカーズ運動推進のための活動および設立・新規事業部門

応募書類を基に、理事運営会議を経て、理事会で承認決定します。

2. 選考基準

活動の目的：誰もがたすけあって、最期まで自分らしく地域で暮らし続けるためのしくみづくりを推進する活動・事業であること。

必要性：利用者及び地域の会員(市民)の生活ニーズを汲み取っていること。

継続性：地域での仲間(理解者)づくりを通して事業の継続ができること。

地域連携：地域でACT会員、たすけあいワーカーズ、いきいきサークル、東京ワーカーズはじめ生活クラブ運動グループなどと連携し、ネットワークづくりをしていけること。

継続助成の場合は、訪問の報告書も参考とします。

3.選考結果の通知

(1) 居場所づくり部門、(2) 住まいづくり部門

公開ヒアリング後8月、2月末までに各団体へ文書にて通知します。

(3) ワーカーズまちの縁がわ部門、(4) ワーカーズ運動推進のための活動および
設立・新規事業部門

申請した月の直近の理事会終了後、各団体へ文書にて通知します。

いずれの部門も電話によるお問い合わせには応じられません。

助成が決定したのち、団体毎に覚書を取り交わします。

団体の、氏名・団体名、代表者氏名、応募事業・活動名、事業・活動概要、助成金額はあくど通信等に掲載し公表します。

4.減額

選考の結果、助成金額を応募の額よりも減額することがあります。

V. 訪問

助成後は、訪問させていただき活動の様子を見せていただきます。

VI. 報告書の提出およびACT総会への参加

活動・事業期間終了後1ヶ月以内に、事業報告書、収支報告書、領収書類(コピー)議案書などを提出していただきます。また、ACT総会で活動の報告を行っていただきます。